

消火設備設置基準早見表

能美防災株式会社

2022年4月1日現在の内容です。

消防用設備等の種別

防火対象物の別(令別表第一)

■

は特定防火対象物

スプリンクラー設備

令第12条

一延べ面積㎡以上

（階の床面積㎡以上）
（階・無窓）
地上

（階の床面積㎡以上）
（階・無窓）
地上

11以上の防火対象物
階数を除く階数が

指定可燃物

屋内消火栓設備

令第11条

一延べ面積㎡以上

（階の床面積㎡以上）
（階・無窓）
地上

指定可燃物

令第19条

令第29条

令第28条の2

令第27条

消火器具

令第10条

一延べ面積㎡以上

（階の床面積㎡以上）
（階・無窓）
地上

少量危険物等

（1）

イ

劇場、映画館、演芸場、観覧場

6000
（平屋建以外）
※3 ※5

1000
※4

1500
※4 ※5

全部
※5

危険物の規制に関する政令別表第四で定める数量の一、〇〇〇倍以上可燃性液体類を除く

500
（1000）
[1500]

100
（200）
[300]

危険物の規制に関する政令別表第四で定める数量の七五〇倍以上可燃性液体類を除く

二、同一敷地内にある一以上の建築物耐火建築物及び準耐火建築物を除く相互の外壁間の中心線からの水平距離が一階にあつては三m以下、二階又は三階以上の建築物は二階又は三階の部分の床面積の合計が耐火建築物九〇〇〇㎡以上、準耐火建築物六〇〇〇㎡以上、その他の建築物三〇〇〇㎡以上のもの。

五、道路の用に供される部分を有するもの
四、令別表第一(18)項設置については延長五〇m以上のアーケード設置基準による
三、令別表第二(152)に掲げる防火対象物で延べ面積が一、〇〇〇㎡以上
二、地階を除く階数が五以上で延べ面積六〇〇〇㎡以上三階以上の階に設置
一、地階を除く階数が七以上のもの三階以上の階に設置

耐火五、〇〇〇㎡準耐火一、〇〇〇〇㎡その他五〇〇〇㎡でそれを除いた箇の和が一以上となる場合は、一の建築物とみなす
三、同一敷地内にある二以上の建築物で相互の外壁間の中心線からの距離が一階にあつては三m以下、二階にあつては五m以下である部分を有するもので一階と二階の床面積の合計を
二、三mを超える建築物で地階を除く延べ面積一五〇〇〇㎡以上のもの
（但し次号に掲げる建築物及び地下街を除く）
一、敷地の面積が一、〇〇〇〇㎡以上で一階と二階の床面積の合計が耐火建築物で一五〇〇〇㎡以上、準耐火建築物一〇、〇〇〇㎡以上、その他の建築物五〇、〇〇〇㎡以上のもの

地階の床面積の合計が七〇〇㎡以上(一)(15)、(16、2)(17)項

全部

150

50

（1）

イ

ロ

（2）

ハ

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗(2)項ニ並びに(1)項イ、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。)その他これに類するものとして総務省令で定めるもの

6000
（平屋建以外）

1000

1000

全部

危険物の規制に関する政令別表第四で定める数量の一、〇〇〇倍以上可燃性液体類を除く

700
（1400）
[2100]

危険物の規制に関する政令別表第四で定める数量の七五〇倍以上可燃性液体類を除く

二、同一敷地内にある一以上の建築物耐火建築物及び準耐火建築物を除く相互の外壁間の中心線からの水平距離が一階にあつては三m以下、二階又は三階以上の建築物は二階又は三階の部分の床面積の合計が耐火建築物九〇〇〇㎡以上、準耐火建築物六〇〇〇㎡以上、その他の建築物三〇〇〇㎡以上のもの。

五、道路の用に供される部分を有するもの
四、令別表第一(18)項設置については延長五〇m以上のアーケード設置基準による
三、令別表第二(152)に掲げる防火対象物で延べ面積が一、〇〇〇㎡以上
二、地階を除く階数が五以上で延べ面積六〇〇〇㎡以上三階以上の階に設置
一、地階を除く階数が七以上のもの三階以上の階に設置

耐火五、〇〇〇㎡準耐火一、〇〇〇〇㎡その他五〇〇〇㎡でそれを除いた箇の和が一以上となる場合は、一の建築物とみなす
三、同一敷地内にある二以上の建築物で相互の外壁間の中心線からの距離が一階にあつては三m以下、二階にあつては五m以下である部分を有するもので一階と二階の床面積の合計を
二、三mを超える建築物で地階を除く延べ面積一五〇〇〇㎡以上のもの
（但し次号に掲げる建築物及び地下街を除く）
一、敷地の面積が一、〇〇〇〇㎡以上で一階と二階の床面積の合計が耐火建築物で一五〇〇〇㎡以上、準耐火建築物一〇、〇〇〇㎡以上、その他の建築物五〇、〇〇〇㎡以上のもの

地階の床面積の合計が七〇〇㎡以上(一)(15)、(16、2)(17)項

全部

150

50

（2）

ハ

ニ

（3）

イ

待合、料理店その他これらに類するもの

6000
（平屋建以外）
※5

1000

1500
※5

全部
※5

危険物の規制に関する政令別表第四で定める数量の一、〇〇〇倍以上可燃性液体類を除く

700
（1400）
[2100]

危険物の規制に関する政令別表第四で定める数量の七五〇倍以上可燃性液体類を除く

二、同一敷地内にある一以上の建築物耐火建築物及び準耐火建築物を除く相互の外壁間の中心線からの水平距離が一階にあつては三m以下、二階又は三階以上の建築物は二階又は三階の部分の床面積の合計が耐火建築物九〇〇〇㎡以上、準耐火建築物六〇〇〇㎡以上、その他の建築物三〇〇〇㎡以上のもの。

五、道路の用に供される部分を有するもの
四、令別表第一(18)項設置については延長五〇m以上のアーケード設置基準による
三、令別表第二(152)に掲げる防火対象物で延べ面積が一、〇〇〇㎡以上
二、地階を除く階数が五以上で延べ面積六〇〇〇㎡以上三階以上の階に設置
一、地階を除く階数が七以上のもの三階以上の階に設置

耐火五、〇〇〇㎡準耐火一、〇〇〇〇㎡その他五〇〇〇㎡でそれを除いた箇の和が一以上となる場合は、一の建築物とみなす
三、同一敷地内にある二以上の建築物で相互の外壁間の中心線からの距離が一階にあつては三m以下、二階にあつては五m以下である部分を有するもので一階と二階の床面積の合計を
二、三mを超える建築物で地階を除く延べ面積一五〇〇〇㎡以上のもの
（但し次号に掲げる建築物及び地下街を除く）
一、敷地の面積が一、〇〇〇〇㎡以上で一階と二階の床面積の合計が耐火建築物で一五〇〇〇㎡以上、準耐火建築物一〇、〇〇〇㎡以上、その他の建築物五〇、〇〇〇㎡以上のもの

地階の床面積の合計が七〇〇㎡以上(一)(15)、(16、2)(17)項

全部※17

150

50

（3）

イ

ロ

（4）

イ

百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場

3000(平屋建以外)

1000

1000

全部

危険物の規制に関する政令別表第四で定める数量の一、〇〇〇倍以上可燃性液体類を除く

700
（1400）
[2100]

危険物の規制に関する政令別表第四で定める数量の七五〇倍以上可燃性液体類を除く

二、同一敷地内にある一以上の建築物耐火建築物及び準耐火建築物を除く相互の外壁間の中心線からの水平距離が一階にあつては三m以下、二階又は三階以上の建築物は二階又は三階の部分の床面積の合計が耐火建築物九〇〇〇㎡以上、準耐火建築物六〇〇〇㎡以上、その他の建築物三〇〇〇㎡以上のもの。

五、道路の用に供される部分を有するもの
四、令別表第一(18)項設置については延長五〇m以上のアーケード設置基準による
三、令別表第二(152)に掲げる防火対象物で延べ面積が一、〇〇〇㎡以上
二、地階を除く階数が五以上で延べ面積六〇〇〇㎡以上三階以上の階に設置
一、地階を除く階数が七以上のもの三階以上の階に設置

耐火五、〇〇〇㎡準耐火一、〇〇〇〇㎡その他五〇〇〇㎡でそれを除いた箇の和が一以上となる場合は、一の建築物とみなす
三、同一敷地内にある二以上の建築物で相互の外壁間の中心線からの距離が一階にあつては三m以下、二階にあつては五m以下である部分を有するもので一階と二階の床面積の合計を
二、三mを超える建築物で地階を除く延べ面積一五〇〇〇㎡以上のもの
（但し次号に掲げる建築物及び地下街を除く）
一、敷地の面積が一、〇〇〇〇㎡以上で一階と二階の床面積の合計が耐火建築物で一五〇〇〇㎡以上、準耐火建築物一〇、〇〇〇㎡以上、その他の建築物五〇、〇〇〇㎡以上のもの

地階の床面積の合計が七〇〇㎡以上(一)(15)、(16、2)(17)項

全部

150

50

（4）

イ

ロ

（5）

イ

旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの

6000(平屋建以外)※5

1000

1500
※5

全部 ※5
11階以上の階

危険物の規制に関する政令別表第四で定める数量の一、〇〇〇倍以上可燃性液体類を除く

700
（1400）
[2100]

危険物の規制に関する政令別表第四で定める数量の七五〇倍以上可燃性液体類を除く

二、同一敷地内にある一以上の建築物耐火建築物及び準耐火建築物を除く相互の外壁間の中心線からの水平距離が一階にあつては三m以下、二階又は三階以上の建築物は二階又は三階の部分の床面積の合計が耐火建築物九〇〇〇㎡以上、準耐火建築物六〇〇〇㎡以上、その他の建築物三〇〇〇㎡以上のもの。

五、道路の用に供される部分を有するもの
四、令別表第一(18)項設置については延長五〇m以上のアーケード設置基準による
三、令別表第二(152)に掲げる防火対象物で延べ面積が一、〇〇〇㎡以上
二、地階を除く階数が五以上で延べ面積六〇〇〇㎡以上三階以上の階に設置
一、地階を除く階数が七以上のもの三階以上の階に設置

耐火五、〇〇〇㎡準耐火一、〇〇〇〇㎡その他五〇〇〇㎡でそれを除いた箇の和が一以上となる場合は、一の建築物とみなす
三、同一敷地内にある二以上の建築物で相互の外壁間の中心線からの距離が一階にあつては三m以下、二階にあつては五m以下である部分を有するもので一階と二階の床面積の合計を
二、三mを超える建築物で地階を除く延べ面積一五〇〇〇㎡以上のもの
（但し次号に掲げる建築物及び地下街を除く）
一、敷地の面積が一、〇〇〇〇㎡以上で一階と二階の床面積の合計が耐火建築物で一五〇〇〇㎡以上、準耐火建築物一〇、〇〇〇㎡以上、その他の建築物五〇、〇〇〇㎡以上のもの

地階の床面積の合計が七〇〇㎡以上(一)(15)、(16、2)(17)項

全部

150

50

（5）

イ

ロ

（6）

イ

（1）病院で診療科名中に特定診療科名(内科、整形外科、リハビリテーション科その他規則第5条第4項で定める診療科名等)を有し、療養病床又は一般病床を有するもの
（2）診療所で診療科名中に特定診療科名(内科、整形外科、リハビリテーション科その他規則第5条第4項で定める診療科名等)を有し、4人以上の患者を入院させる施設を有するもの
（3）病院((1)以外)、有床診療所((2)以外)、有床助産所
（4）無床診療所、無床助産所

全部※6

全

危険物の規制に関する政令別表第四で定める数量の一、〇〇〇倍以上可燃性液体類を除く

700
（1400）
[2100]

150
（300）
[450]

危険物の規制に関する政令別表第四で定める数量の七五〇倍以上可燃性液体類を除く

二、同一敷地内にある一以上の建築物耐火建築物及び準耐火建築物を除く相互の外壁間の中心線からの水平距離が一階にあつては三m以下、二階又は三階以上の建築物は二階又は三階の部分の床面積の合計が耐火建築物九〇〇〇㎡以上、準耐火建築物六〇〇〇㎡以上、その他の建築物三〇〇〇㎡以上のもの。

五、道路の用に供される部分を有するもの
四、令別表第一(18)項設置については延長五〇m以上のアーケード設置基準による
三、令別表第二(152)に掲げる防火対象物で延べ面積が一、〇〇〇㎡以上
二、地階を除く階数が五以上で延べ面積六〇〇〇㎡以上三階以上の階に設置
一、地階を除く階数が七以上のもの三階以上の階に設置

耐火五、〇〇〇㎡準耐火一、〇〇〇〇㎡その他五〇〇〇㎡でそれを除いた箇の和が一以上となる場合は、一の建築物とみなす
三、同一敷地内にある二以上の建築物で相互の外壁間の中心線からの距離が一階にあつては三m以下、二階にあつては五m以下である部分を有するもので一階と二階の床面積の合計を
二、三mを超える建築物で地階を除く延べ面積一五〇〇〇㎡以上のもの
（但し次号に掲げる建築物及び地下街を除く）
一、敷地の面積が一、〇〇〇〇㎡以上で一階と二階の床面積の合計が耐火建築物で一五〇〇〇㎡以上、準耐火建築物一〇、〇〇〇㎡以上、その他の建築物五〇、〇〇〇㎡以上のもの

地階の床面積の合計が七〇〇㎡以上(一)(15)、(16、2)(17)項

全部

150

50

（6）

イ

ロ

（6）

ロ

（1）老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム※16 等
（2）救護施設
（3）乳児院
（4）障害児入所施設
（5）障害者支援施設

全部※6 ※7

1000

1500
※5

部

危険物の規制に関する政令別表第四で定める数量の一、〇〇〇倍以上可燃性液体類を除く

700
（1400）
[2100]

150
（300）
[450]

危険物の規制に関する政令別表第四で定める数量の七五〇倍以上可燃性液体類を除く

二、同一敷地内にある一以上の建築物耐火建築物及び準耐火建築物を除く相互の外壁間の中心線からの水平距離が一階にあつては三m以下、二階又は三階以上の建築物は二階又は三階の部分の床面積の合計が耐火建築物九〇〇〇㎡以上、準耐火建築物六〇〇〇㎡以上、その他の建築物三〇〇〇㎡以上のもの。

五、道路の用に供される部分を有するもの
四、令別表第一(18)項設置については延長五〇m以上のアーケード設置基準による
三、令別表第二(152)に掲げる防火対象物で延べ面積が一、〇〇〇㎡以上
二、地階を除く階数が五以上で延べ面積六〇〇〇㎡以上三階以上の階に設置
一、地階を除く階数が七以上のもの三階以上の階に設置

耐火五、〇〇〇㎡準耐火一、〇〇〇〇㎡その他五〇〇〇㎡でそれを除いた箇の和が一以上となる場合は、一の建築物とみなす
三、同一敷地内にある二以上の建築物で相互の外壁間の中心線からの距離が一階にあつては三m以下、二階にあつては五m以下である部分を有するもので一階と二階の床面積の合計を
二、三mを超える建築物で地階を除く延べ面積一五〇〇〇㎡以上のもの
（但し次号に掲げる建築物及び地下街を除く）
一、敷地の面積が一、〇〇〇〇㎡以上で一階と二階の床面積の合計が耐火建築物で一五〇〇〇㎡以上、準耐火建築物一〇、〇〇〇㎡以上、その他の建築物五〇、〇〇〇㎡以上のもの

地階の床面積の合計が七〇〇㎡以上(一)(15)、(16、2)(17)項

全部

150

50

（6）

ロ

※1

（6）

ハ

（1）老人デイサービスセンター、老人福祉センター等
（2）更生施設
（3）助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設等
（4）児童発達支援センター等
（5）身体障害者福祉センター、地域活動支援センター等

6000※5
（平屋建以外）

※5

危険物の規制に関する政令別表第四で定める数量の一、〇〇〇倍以上可燃性液体類を除く

700
（1400）
[2100]

150
（300）
[450]

危険物の規制に関する政令別表第四で定める数量の七五〇倍以上可燃性液体類を除く

二、同一敷地内にある一以上の建築物耐火建築物及び準耐火建築物を除く相互の外壁間の中心線からの水平距離が一階にあつては三m以下、二階又は三階以上の建築物は二階又は三階の部分の床面積の合計が耐火建築物九〇〇〇㎡以上、準耐火建築物六〇〇〇㎡以上、その他の建築物三〇〇〇㎡以上のもの。

五、道路の用に供される部分を有するもの
四、令別表第一(18)項設置については延長五〇m以上のアーケード設置基準による
三、令別表第二(152)に掲げる防火対象物で延べ面積が一、〇〇〇㎡以上
二、地階を除く階数が五以上で延べ面積六〇〇〇㎡以上三階以上の階に設置
一、地階を除く階数が七以上のもの三階以上の階に設置

耐火五、〇〇〇㎡準耐火一、〇〇〇〇㎡その他五〇〇〇㎡でそれを除いた箇の和が一以上となる場合は、一の建築物とみなす
三、同一敷地内にある二以上の建築物で相互の外壁間の中心線からの距離が一階にあつては三m以下、二階にあつては五m以下である部分を有するもので一階と二階の床面積の合計を
二、三mを超える建築物で地階を除く延べ面積一五〇〇〇㎡以上のもの
（但し次号に掲げる建築物及び地下街を除く）
一、敷地の面積が一、〇〇〇〇㎡以上で一階と二階の床面積の合計が耐火建築物で一五〇〇〇㎡以上、準耐火建築物一〇、〇〇〇㎡以上、その他の建築物五〇、〇〇〇㎡以上のもの

地階の床面積の合計が七〇〇㎡以上(一)(15)、(16、2)(17)項

150

300

300

（6）

ハ

※1

（6）

ニ

幼稚園又は特別支援学校

11階以上の階
※5

危険物の規制に関する政令別表第四で定める数量の一、〇〇〇倍以上可燃性液体類を除く

700
（1400）
[2100]

150
（300）
[450]

危険物の規制に関する政令別表第四で定める数量の七五〇倍以上可燃性液体類を除く

二、同一敷地内にある一以上の建築物耐火建築物及び準耐火建築物を除く相互の外壁間の中心線からの水平距離が一階にあつては三m以下、二階又は三階以上の建築物は二階又は三階の部分の床面積の合計が耐火建築物九〇〇〇㎡以上、準耐火建築物六〇〇〇㎡以上、その他の建築物三〇〇〇㎡以上のもの。

五、道路の用に供される部分を有するもの
四、令別表第一(18)項設置については延長五〇m以上のアーケード設置基準による
三、令別表第二(152)に掲げる防火対象物で延べ面積が一、〇〇〇㎡以上
二、地階を除く階数が五以上で延べ面積六〇〇〇㎡以上三階以上の階に設置
一、地階を除く階数が七以上のもの三階以上の階に設置

耐火五、〇〇〇㎡準耐火一、〇〇〇〇㎡その他五〇〇〇㎡でそれを除いた箇の和が一以上となる場合は、一の建築物とみなす
三、同一敷地内にある二以上の建築物で相互の外壁間の中心線からの距離が一階にあつては三m以下、二階にあつては五m以下である部分を有するもので一階と二階の床面積の合計を
二、三mを超える建築物で地階を除く延べ面積一五〇〇〇㎡以上のもの
（但し次号に掲げる建築物及び地下街を除く）
一、敷地の面積が一、〇〇〇〇㎡以上で一階と二階の床面積の合計が耐火建築物で一五〇〇〇㎡以上、準耐火建築物一〇、〇〇〇㎡以上、その他の建築物五〇、〇〇〇㎡以上のもの

地階の床面積の合計が七〇〇㎡以上(一)(15)、(16、2)(17)項

300

300

150

（6）

ニ

（7）

イ

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの

11階以上の階
※5

危険物の規制に関する政令別表第四で定める数量の一、〇〇〇倍以上可燃性液体類を除く

700
（1400）
[2100]

150
（300）
[450]

危険物の規制に関する政令別表第四で定める数量の七五〇倍以上可燃性液体類を除く

二、同一敷地内にある一以上の建築物耐火建築物及び準耐火建築物を除く相互の外壁間の中心線からの水平距離が一階にあつては三m以下、二階又は三階以上の建築物は二階又は三階の部分の床面積の合計が耐火建築物九〇〇〇㎡以上、準耐火建築物六〇〇〇㎡以上、その他の建築物三〇〇〇㎡以上のもの。

五、道路の用に供される部分を有するもの
四、令別表第一(18)項設置については延長五〇m以上のアーケード設置基準による
三、令別表第二(152)に掲げる防火対象物で延べ面積が一、〇〇〇㎡以上
二、地階を除く階数が五以上で延べ面積六〇〇〇㎡以上三階以上の階に設置
一、地階を除く階数が七以上のもの三階以上の階に設置

耐火五、〇〇〇㎡準耐火一、〇〇〇〇㎡その他五〇〇〇㎡でそれを除いた箇の和が一以上となる場合は、一の建築物とみなす
三、同一敷地内にある二以上の建築物で相互の外壁間の中心線からの距離が一階にあつては三m以下、二階にあつては五m以下である部分を有するもので一階と二階の床面積の合計を
二、三mを超える建築物で地階を除く延べ面積一五〇〇〇㎡以上のもの
（但し次号に掲げる建築物及び地下街を除く）
一、敷地の面積が一、〇〇〇〇㎡以上で一階と二階の床面積の合計が耐火建築物で一五〇〇〇㎡以上、準耐火建築物一〇、〇〇〇㎡以上、その他の建築物五〇、〇〇〇㎡以上のもの

地階の床面積の合計が七〇〇㎡以上(一)(15)、(16、2)(17)項

300

300

150

（7）

イ

ロ

（8）

イ

図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの

11階以上の階
※5

危険物の規制に関する政令別表第四で定める数量の一、〇〇〇倍以上可燃性液体類を除く

700
（1400）
[2100]

150
（300）
[450]

危険物の規制に関する政令別表第四で定める数量の七五〇倍以上可燃性液体類を除く

二、同一敷地内にある一以上の建築物耐火建築物及び準耐火建築物を除く相互の外壁間の中心線からの水平距離が一階にあつては三m以下、二階又は三階以上の建築物は二階又は三階の部分の床面積の合計が耐火建築物九〇〇〇㎡以上、準耐火建築物六〇〇〇㎡以上、その他の建築物三〇〇〇㎡以上のもの。

五、道路の用に供される部分を有するもの
四、令別表第一(18)項設置については延長五〇m以上のアーケード設置基準による
三、令別表第二(152)に掲げる防火対象物で延べ面積が一、〇〇〇㎡以上
二、地階を除く階数が五以上で延べ面積六〇〇〇㎡以上三階以上の階に設置
一、地階を除く階数が七以上のもの三階以上の階に設置

耐火五、〇〇〇㎡準耐火一、〇〇〇〇㎡その他五〇〇〇㎡でそれを除いた箇の和が一以上となる場合は、一の建築物とみなす
三、同一敷地内にある二以上の建築物で相互の外壁間の中心線からの距離が一階にあつては三m以下、二階にあつては五m以下である部分を有するもので一階と二階の床面積の合計を
二、三mを超える建築物で地階を除く延べ面積一五〇〇〇㎡以上のもの
（但し次号に掲げる建築物及び地下街を除く）
一、敷地の面積が一、〇〇〇〇㎡以上で一階と二階の床面積の合計が耐火建築物で一五〇〇〇㎡以上、準耐火建築物一〇、〇〇〇㎡以上、その他の建築物五〇、〇〇〇㎡以上のもの

地階の床面積の合計が七〇〇㎡以上(一)(15)、(16、2)(17)項

300

300

150

（8）

イ

ロ

（9）

イ

蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの

6000
（平屋建以外）※5

1000

1500
※5

全部 ※5

危険物の規制に関する政令別表第四で定める数量の一、〇〇〇倍以上可燃性液体類を除く

700
（1400）
[2100]

150
（300）
[450]

危険物の規制に関する政令別表第四で定める数量の七五〇倍以上可燃性液体類を除く

二、同一敷地内にある一以上の建築物耐火建築物及び準耐火建築物を除く相互の外壁間の中心線からの水平距離が一階にあつては三m以下、二階又は三階以上の建築物は二階又は三階の部分の床面積の合計が耐火建築物九〇〇〇㎡以上、準耐火建築物六〇〇〇㎡以上、その他の建築物三〇〇〇㎡以上のもの。

五、道路の用に供される部分を有するもの
四、令別表第一(18)項設置については延長五〇m以上のアーケード設置基準による
三、令別表第二(152)に掲げる防火対象物で延べ面積が一、〇〇〇㎡以上
二、地階を除く階数が五以上で延べ面積六〇〇〇㎡以上三階以上の階に設置
一、地階を除く階数が七以上のもの三階以上の階に設置

耐火五、〇〇〇㎡準耐火一、〇〇〇〇㎡その他五〇〇〇㎡でそれを除いた箇の和が一以上となる場合は、一の建築物とみなす
三、同一敷地内にある二以上の建築物で相互の外壁間の中心線からの距離が一階にあつては三m以下、二階にあつては五m以下である部分を有するもので一階と二階の床面積の合計を
二、三mを超える建築物で地階を除く延べ面積一五〇〇〇㎡以上のもの
（但し次号に掲げる建築物及び地下街を除く）
一、敷地の面積が一、〇〇〇〇㎡以上で一階と二階の床面積の合計が耐火建築物で一五〇〇〇㎡以上、準耐火建築物一〇、〇〇〇㎡以上、その他の建築物五〇、〇〇〇㎡以上のもの

地階の床面積の合計が七〇〇㎡以上(一)(15)、(16、2)(17)項

1000(2000)
[3000]

200(400)
[600]

（9）

イ

ロ

（10）

イ

車両の停車場、船舶又は航空機の発着場

11階以上の階
※5

危険物の規制に関する政令別表第四で定める数量の一、〇〇〇倍以上可燃性液体類を除く

700
（1400）
[2100]

150
（300）
[450]

危険物の規制に関する政令別表第四で定める数量の七五〇倍以上可燃性液体類を除く

二、同一敷地内にある一以上の建築物耐火建築物及び準耐火建築物を除く相互の外壁間の中心線からの水平距離が一階にあつては三m以下、二階又は三階以上の建築物は二階又は三階の部分の床面積の合計が耐火建築物九〇〇〇㎡以上、準耐火建築物六〇〇〇㎡以上、その他の建築物三〇〇〇㎡以上のもの。

五、道路の用に供される部分を有するもの
四、令別表第一(18)項設置については延長五〇m以上のアーケード設置基準による
三、令別表第二(152)に掲げる防火対象物で延べ面積が一、〇〇〇㎡以上
二、地階を除く階数が五以上で延べ面積六〇〇〇㎡以上三階以上の階に設置
一、地階を除く階数が七以上のもの三階以上の階に設置

耐火五、〇〇〇㎡準耐火一、〇〇〇〇㎡その他五〇〇〇㎡でそれを除いた箇の和が一以上となる場合は、一の建築物とみなす
三、同一敷地内にある二以上の建築物で相互の外壁間の中心線からの距離が一階にあつては三m以下、二階にあつては五m以下である部分を有するもので一階と二階の床面積の合計を
二、三mを超える建築物で地階を除く延べ面積一五〇〇〇㎡以上のもの
（但し次号に掲げる建築物及び地下街を除く）
一、敷地の面積が一、〇〇〇〇㎡以上で一階と二階の床面積の合計が耐火建築物で一五〇〇〇㎡以上、準耐火建築物一〇、〇〇〇㎡以上、その他の建築物五〇、〇〇〇㎡以上のもの

地階の床面積の合計が七〇〇㎡以上(一)(15)、(16、2)(17)項

1000(2000)
[3000]

200(400)
[600]

（10）

イ

ロ

（11）

イ

工場、作業場

11階以上の階
※5

危険物の規制に関する政令別表第四で定める数量の一、〇〇〇倍以上可燃性液体類を除く

700
（1400）
[2100]

150
（300）
[450]

危険物の規制に関する政令別表第四で定める数量の七五〇倍以上可燃性液体類を除く

二、同一敷地内にある一以上の建築物耐火建築物及び準耐火建築物を除く相互の外壁間の中心線からの水平距離が一階にあつては三m以下、二階又は三階以上の建築物は二階又は三階の部分の床面積の合計が耐火建築物九〇〇〇㎡以上、準耐火建築物六〇〇〇㎡以上、その他の建築物三〇〇〇㎡以上のもの。

五、道路の用に供される部分を有するもの
四、令別表第一(18)項設置については延長五〇m以上のアーケード設置基準による
三、令別表第二(152)に掲げる防火対象物で延べ面積が一、〇〇〇㎡以上
二、地階を除く階数が五以上で延べ面積六〇〇〇㎡以上三階以上の階に設置
一、地階を除く階数が七以上のもの三階以上の階に設置

耐火五、〇〇〇㎡準耐火一、〇〇〇〇㎡その他五〇〇〇㎡でそれを除いた箇の和が一以上となる場合は、一の建築物とみなす
三、同一敷地内にある二以上の建築物で相互の外壁間の中心線からの距離が一階にあつては三m以下、二階にあつては五m以下である部分を有するもので一階と二階の床面積の合計を
二、三mを超える建築物で地階を除く延べ面積一五〇〇〇㎡以上のもの
（但し次号に掲げる建築物及び地下街を除く）
一、敷地の面積が一、〇〇〇〇㎡以上で一階と二階の床面積の合計が耐火建築物で一五〇〇〇㎡以上、準耐火建築物一〇、〇〇〇㎡以上、その他の建築物五〇、〇〇〇㎡以上のもの

地階の床面積の合計が七〇〇㎡以上(一)(15)、(16、2)(17)項

1000(2000)
[3000]

200(400)
[600]

（11）

イ

ロ

（12）

イ

映画スタジオ、テレビスタジオ

11階以上の階
※5

危険物の規制に関する政令別表第四で定める数量の一、〇〇〇倍以上可燃性液体類を除く

700
（1400）
[2100]

150
（300）
[450]

危険物の規制に関する政令別表第四で定める数量の七五〇倍以上可燃性液体類を除く

二、同一敷地内にある一以上の建築物耐火建築物及び準耐火建築物を除く相互の外壁間の中心線からの水平距離が一階にあつては三m以下、二階又は三階以上の建築物は二階又は三階の部分の床面積の合計が耐火建築物九〇〇〇㎡以上、準耐火建築物六〇〇〇㎡以上、その他の建築物三〇〇〇㎡以上のもの。

五、道路の用に供される部分を有するもの
四、令別表第一(18)項設置については延長五〇m以上のアーケード設置基準による
三、令別表第二(152)に掲げる防火対象物で延べ面積が一、〇〇〇㎡以上
二、地階を除く階数が五以上で延べ面積六〇〇〇㎡以上三階以上の階に設置
一、地階を除く階数が七以上のもの三階以上の階に設置

耐火五、〇〇〇㎡準耐火一、〇〇〇〇㎡その他五〇〇〇㎡でそれを除いた箇の和が一以上となる場合は、一の建築物とみなす
三、同一敷地内にある二以上の建築物で相互の外壁間の中心線からの距離が一階にあつては三m以下、二階にあつては五m以下である部分を有するもので一階と二階の床面積の合計を
二、三mを超える建築物で地階を除く延べ面積一五〇〇〇㎡以上のもの
（但し次号に掲げる建築物及び地下街を除く）
一、敷地の面積が一、〇〇〇〇㎡以上で一階と二階の床面積の合計が耐火建築物で一五〇〇〇㎡以上、準耐火建築物一〇、〇〇〇㎡以上、その他の建築物五〇、〇〇〇㎡以上のもの

地階の床面積の合計が七〇〇㎡以上(一)(15)、(16、2)(17)項

1000(2000)
[3000]

200(400)
[600]

（12）

イ

ロ

（13）

イ

自動車車庫、駐車場

11階以上の階
※5

危険物の規制に関する政令別表第四で定める数量の一、〇〇〇倍以上可燃性液体類を除く

700
（1400）
[2100]

150
（300）
[450]

危険物の規制に関する政令別表第四で定める数量の七五〇倍以上可燃性液体類を除く

二、同一敷地内にある一以上の建築物耐火建築物及び準耐火建築物を除く相互の外壁間の中心線からの水平距離が一階にあつては三m以下、二階又は三階以上の建築物は二階又は三階の部分の床面積の合計が耐火建築物九〇〇〇㎡以上、準耐火建築物六〇〇〇㎡以上、その他の建築物三〇〇〇㎡以上のもの。

五、道路の用に供される部分を有するもの
四、令別表第一(18)項設置については延長五〇m以上のアーケード設置基準による
三、令別表第二(152)に掲げる防火対象物で延べ面積が一、〇〇〇㎡以上
二、地階を除く階数が五以上で延べ面積六〇〇〇㎡以上三階以上の階に設置
一、地階を除く階数が七以上のもの三階以上の階に設置

耐火五、〇〇〇㎡準耐火一、〇〇〇〇㎡その他五〇〇〇㎡でそれを除いた箇の和が一以上となる場合は、一の建築物とみなす
三、同一敷地内にある二以上の建築物で相互の外壁間の中心線からの距離が一階にあつては三m以下、二階にあつては五m以下である部分を有するもので一階と二階の床面積の合計を
二、三mを超える建築物で地階を除く延べ面積一五〇〇〇㎡以上のもの
（但し次号に掲げる建築物及び地下街を除く）
一、敷地の面積が一、〇〇〇〇㎡以上で一階と二階の床面積の合計が耐火建築物で一五〇〇〇㎡以上、準耐火建築物一〇、〇〇〇㎡以上、その他の建築物五〇、〇〇〇㎡以上のもの

地階の床面積の合計が七〇〇㎡以上(一)(15)、(16、2)(17)項

1000(2000)
[3000]

200(400)
[600]

（13）

イ

ロ

（14）

イ

飛行機又は回転翼航空機の格納庫

11階以上の階
※5

危険物の規制に関する政令別表第四で定める数量の一、〇〇〇倍以上可燃性液体類を除く

700
（140

※12 不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム、ゴムくずに限る。

※13 不燃性又は難燃性でないゴム製品、原料ゴム、ゴムくずを除く。

※14 可燃性液体価を除く。

※15 不活性ガスのうち窒素、IG-55、IG-541およびハロゲン化物のうちHFC-23、HFC-227ea、FK-51-12については、用途および規模により個別評価が必要とされる場合がある。

※16 避難が困難な要介護者と、「介護保険法（平成九年法律第二十三号）第七条第一項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者」をいう。

※17 火を使用する設備又は器具（防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものは除く）を設けたもの以外の3項は、延べ面積が150㎡以上のものに設置。

全：全域放出方式 ☐：ハロン規制により適用できない部分がある。

移：移動式

消火設備設置基準早見表

●標準型スプリンクラーヘッドの設置基準

防火対象物の区分						高感度型(標準型・1種・r2.6m以上)ヘッド(ラック式倉庫は標準型・1種・ r2.3mヘッドの場合)					標準型・2種・r2.3mヘッド及び標準型・1種・r2.3mヘッド(ラック式倉庫は標準型・2種・r2.3mヘッドの場合)														
						ヘッド防護半径		ヘッド取付高さ		同時開放個数	ポンプ吐出量		水 源 水 量	ヘッド防護半径		ヘッド取付高さ		同時開放個数	ポンプ吐出量		水 源 水 量				
閉鎖型湿式スプリンクラー設備	開放型スプリンクラー設備	舞 台 部	10階以下の階に存する場合								1.7m以下			最大放水区域の設置個数a		a×90L/min以上		a×1.6倍×1.6m³							
			11階以上の階に存する場合											最大設置階の設置個数b		b×90L/min以上		b×1.6m³							
	①ラック式倉庫	等級	収納物の区分	収納容器、梱包材等	水平距離敷板有	Ⅰ	棚以外の部分 2.1m以下	4m以下毎	24個	3120 L/min以上	82.08m³	棚以外の部分 2.1m以下	4m以下毎	30個	3900L/min以上	102.6m³									
																		下記除く指定可燃物 1000倍以上	高熱量溶融性物品 10倍以上	その他のもの					
		Ⅱ	高熱量溶融性物品 300倍以上	高熱量溶融性物品 10倍以上		その他のもの					54.72m³					68.4m³									
			下記除く指定可燃物 100倍以上	高熱量溶融性物品 30倍以上		その他のもの																			
		Ⅲ	その他のもの	高熱量溶融性物品 10倍以上		Ⅲ					36.48m³					45.6m³									
																		その他のもの							
	Ⅳ	その他のもの	その他のもの	Ⅳ					54.72m³					68.4m³											
	その他のもの																								
	②地下街・準地下街	地下街			火気使用部分 1.9m以下 その他 2.3m以下 *1	店舗、事務所等 に 供さ れる部分 6m以下 地下道 10m以下	12個	1080 L/min以上	19.2m³	火気使用部分 1.7m以下 その他 2.1m以下	店舗、事務所等 に 供さ れる部分 6m以下 地下道 10m以下	15個	1350L/min以上	24m³											
		準地下街														火気使用部分 1.9m以下 その他 2.3m以下 *1 耐火以外 2.6m以下 *1	6m以下								
	③「指定可燃物」を危険物の規制に関する政令別表第四で定める数量の千倍以上貯蔵し、又は取り扱うもの						1.9m以下 *1	6m以下	16個	1440 L/min以上	25.6m³	1.7m以下	6m以下	1種 2種	16個 20個	1440L/min以上 1800L/min以上	25.6m³ 32.0m³								
	④①③以外の防火対象物	地階を除く階数が1以下	(4)項及び(16)項イで(4)項の用途に供される部分が存するもの	百貨店及び1000m²以上の小売り店舗	耐火以外 2.3m以下	6m以下	12個	1080 L/min以上	19.2m³	耐火以外 2.1m以下	6m以下	15個	1350L/min以上	24.0m³											
その他				8個			720 L/min以上	12.8m³																	
その他			耐火 2.6m以下 *1	10m以下	12個	1080 L/min以上	19.2m³	耐火 2.3m以下	10m以下	10個	900L/min以上	16.0m³													
地階を除く階数が11以上			6又は10m以下 *2	6又は10m以下 *2					15個					1350L/min以上	24.0m³										
乾式・予作動式の同時開放個数、ポンプ吐出量及び水源水量						上記湿式に対し、1.5倍のヘッド数分で算出(小数点以下切り上げ)ラック式倉庫は令32条の適用により緩和規定あり。																			

乾式・予作動式の同時開放個数、ポンプ吐出量及び水源水量

上記湿式に対し、1.5倍のヘッド数分で算出(小数点以下切り上げ)ラック式倉庫は令32条の適用により緩和規定あり。

*1 R=Xr R:防護半径m r:ヘッドの有効散水半径m X:係数 表中の数値はr=2.6mのヘッドの場合を示す。

*2・(4)項の用途に供される部分 6m以下・上記以外 10m以下

●小区画型スプリンクラーヘッド、側壁型スプリンクラーヘッドの設置基準

	防火対象物の区分	ヘッド防護半径	ヘッド取付高さ	同時開放個数	ポンプ吐出量	水源水量
小区画型 1種ヘッド	上表④の防火対象物のうち、(6)項口の防火対象物で延べ面積1000㎡未満のもの	2.6m以下かつ 防護面積13㎡以下	10m以下	4個	240L/min以上	4.0m³
	上表④の防火対象物のうち、(5)項、(6)項の防火対象物に類する室(宿泊室等)			8個	480L/min以上	8.0m³
	(6)項の防火対象物及び、(16)項で(5)項、(6)項に供される部分			12個	720L/min以上	12.0m³
側壁型 1種ヘッド	宿泊室等、及び廊下、通路その他これらに類する部分	2.6m以下かつ 防護面積13㎡以下	10m以下	4個	240L/min以上	4.0m³
	その他			8個	480L/min以上	8.0m³

●特定施設水道連結型スプリンクラー設備

特定施設水道連結型スプリンクラー設備は、令別表第一(6)項イ(1)、(2)および(6)項口のうち、基準面積1000㎡未満のものに設置することができる。

建築条件	ヘッドの種類	ヘッド放水水量	ヘッド防護半径	同時開放個数	ポンプ吐出量	水源水量
内装仕上げが火災予防上支障がないもの	小区画型	0.02MPa以上かつ15L/min以上	2.6m以下かつ防護面積13㎡以下	最大の放水区域に設置されるヘッド個数(最大4個)	設置不要 設置の場合、設置個数(最大4個)×20L/min以上	設置不要 設置の場合、12m³
	開放型	0.02MPa以上かつ15L/min以上	1.7m以下		※1	
内装仕上げが火災予防上支障があるもの	小区画型	0.05MPa以上かつ30L/min以上	2.6m以下かつ防護面積13㎡以下	最大の放水区域に設置されるヘッド個数(最大4個)	設置不要 設置の場合、設置個数(最大4個)×35L/min以上	設置不要 設置の場合、設置個数(最大4個)×0.6m³
	開放型	0.05MPa以上かつ30L/min以上	1.7m以下		※1	

※1 開放型スプリンクラーヘッドを用いる場合のポンプ吐出量については所轄消防に確認願います。

●放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備を設ける部分

スプリンクラー設備の設置を要する部分で、次に示す部分には放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備を設ける。

防火対象物の区分	設 置 箇 所	床面から天井までの高さ
令別表第一(16の2)項 地下街	店舗、事務所等	6mを超える部分
令別表第一(16の3)項 電線走廊	地下道	10mを超える部分
その他の部分 (舞台部、ラック倉庫は除く)		6mを超える部分
		10mを超える部分

●屋内消火栓設備、屋外消火栓設備

①放水圧力、放水量、水源の水量、各部分から1のホース接続口までの水平距離

種 別	放 水 圧 力	放 水 量	ポンプ吐出量	水 源 水 量	水 平 距 離
屋 内	1号(易操作性1号を含む)	0.17MPa以上	130L/min以上	設置個数(最大2個)×150L/min以上	25m以下
	2号	0.25MPa以上	60L/min以上	設置個数(最大2個)× 70L/min以上	15m以下
屋 外	広範囲型2号	0.17MPa以上	80L/min以上	設置個数(最大2個)× 90L/min以上	25m以下
		0.25MPa以上	350L/min以上	設置個数(最大2個)×400L/min以上	40m以下

②屋内消火栓、設置対象

1号消火栓(易操作性1号含む)	a:(12)項イ、b:(14)項、c:危険物の規制に関する政令別表第四で定める数量の750倍以上を取り扱うもの、d:その他の防火対象物
2号消火栓(広範囲型2号含む)	上段のうち、d:その他の防火対象物(a、b、cは設置不可)

能美防災株式会社

2022年4月1日現在の内容です。

●連結送水管

- ①各部分から1の放水口までの水平距離は、一般および地下街については50m以下、延長50m以上のアーケードおよび道路の用に供される部分については25m以下。
- ②11階以上の放水口は双口形とし、階数3以内毎に放水用器具を格納した箱を設置。高さ70mをこえる建築物にあっては加圧送水装置を設ける。

●泡消火設備

- ①泡放出口の種類
- 膨張比20以下(低発泡)……………泡ヘッド
- 膨張比80以上1000未満(高発泡)……………高発泡用泡放出口
- ②泡ヘッドの種類、有効防護面積

防火対象物又はその部分	泡ヘッド種別	有効防護面積
航空機の格納庫及び屋上部分の発着場等	フォーム・ウォーター スプリンクラーヘッド	8m²
道路の用に供される部分、駐車場、修理工場等	フォームヘッド	9m²
指定可燃物	フォームヘッド	9m²
	フォーム・ウォーター スプリンクラーヘッド	8m²

③m²当り放射量

道路の用に供される部分、 駐車場、修理工場等	たん白泡	6.5L/min
	合成界面活性剤泡	8.0L/min
	水成膜泡	3.7L/min

指定可燃物	たん白泡	6.5L/min
	合成界面活性剤泡	6.5L/min
	水成膜泡	6.5L/min

- ④移動式泡消火設備
- 駐車場、修理工場等 100L/min×15分間 } 各部分から1のホース接続口
その他 200L/min×15分間 } までの水平距離が15m以下。

●連結散水設備

ヘッド水平距離、1の送水区域の散水ヘッド取付個数

種 別	ヘッド水平距離	送水区域ヘッド数
開放型散水ヘッド	3.7m以下	10個以下
閉鎖型散水ヘッド		
閉鎖型スプリンクラーヘッド	スプリンクラー設備に同じ (高感度型ヘッドを除く)	20個以下

●粉末消火設備

- ①消火剤の種類
- 炭酸水素ナトリウム…第1種粉末 炭酸水素カリウム…第2種粉末
リン酸塩類…第3種粉末 炭酸水素カリウムと尿素の反応物…第4種粉末
- ②駐車のに供される部分は第3種粉末に限定。
- ③移動式粉末消火設備は、各部分から1のホース接続口までの水平距離15m以下。

●不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備

- ①全域放出方式の不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備は防護対象物の内容等によって定められた消火剤の量を下記の時間内に放出すること。

		通信機器室	指定可燃物	その他
不活性ガス 消火設備	二酸化炭素	3.5分	7分	1分
	窒素、IG-55、IG-541	1分		
ハロゲン化物 消火設備	ハ ロ ン1301	30秒		
	HFC-23、HFC-227ea、FK-5-1-12	10秒		

- ②二酸化炭素およびハロンにおいては、遅延時間を20秒以上とすることを原則とする。窒素、IG-55、IG-541 およびHFC-23、HFC-227ea、FK-5-1-12を使用するものについては、防護区画の形成に必要な時間を除き遅延時間を設けないこととする。

●各設備主要関係条文			
●スプリンクラー設備 令12条 規則1202、13、1302、1303、1304、1305、1306、14条、15条	●連結散水設備 令28条の2 規則30条の2、30条の3	●ハロゲン化物消火設備 令13、17条 規則20、32条	
●屋内消火栓設備 令11条 規則12条	●泡消火設備 令13、15条 規則18、32条		
●屋外消火栓設備 令19条 規則22条	●粉末消火設備 令13、18条 規則21、32条	●消防用水 令27条	
●連結送水管 令29条 規則31条	●不活性ガス消火設備 令13、16条 規則19、32条	●消火器具 令10条 規則6、7、8、9、10、11条	